(2)　神奈川県相模原市中央区上溝字甲五号1141－1　(122.90)	直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯35度32分55秒東経139度22分26秒の地点と北緯35度32分51秒東経139度22分27秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯35度32分49秒東経139度22分28秒の地点と北緯35度32分43秒東経139度22分29秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

［2・3　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○総務省告示第三百九十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出について、麻と山本太郎の党から訂正の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、令和七年総務省告示第二百二十七号（政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

令和七年十二月十五日

総務大臣　林　芳正

次の表により、訂正前欄に掲げる事項の破線で囲んだ部分をこれに対応する訂正後欄に掲げる事項の破線で囲んだ部分のように改める。

訂正後	訂正前
(二)　その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）	(二)　その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）
政治団体の名称　代表者の氏名　異動事項　新　旧　異動年月日	政治団体の名称　代表者の氏名　異動事項　新　旧　異動年月日
麻と山本太郎の党　山本　太郎　会計責任者の氏名　山本　太郎　鶴田　康介　（令和）六、一二、二七	麻と山本太郎の党　山本　太郎　会計責任者の氏名　山本　太郎　鶴田　康介　（令和）六、一二、二七
国会議員関係政治団体の区分　国会議員関係政治団体　法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体　五、七、一〇	国会議員関係政治団体の区分　国会議員関係政治団体　法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体
［略］	［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

(2)　神奈川県相模原市中央区上溝字甲五号1141－1　(122.90)	直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯35度32分55秒東経139度22分26秒の地点と北緯35度32分51秒東経139度22分27秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯35度32分49秒東経139度22分28秒の地点と北緯35度32分43秒東経139度22分29秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
2　(1)　長野県東筑摩郡筑北村大字西条字臼窪峯2792－1　(713.20)	北緯36度24分16秒東経138度00分34秒の地点と北緯36度27分25秒東経138度01分07秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
(2)　長野県東筑摩郡麻績村日字秋葉2904－1　(855.10)	

［2・3　同左］